

議案第 97 号

川崎市生活文化会館条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市生活文化会館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 6 月 15 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市生活文化会館条例の一部を改正する条例

川崎市生活文化会館条例（平成 7 年川崎市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

3 駐車場利用料

種 別	基本料金	超過料金
普通自動車	1 台 1 時間まで 600 円	超過時間 30 分までごとに 300 円

備考 普通自動車とは、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 3 条に規定する普通自動車をいう。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

駐車場利用料金の上限額を設定するため、この条例を制定するものである。